

## 夫婦財産法 1978年

——カナダ・アルバータ州——

村 井 衡 平

1905年に創設されたアルバータ州では、1922年にはじめて、「妻に関する法律」(the Married Woman's Act)を制定した。この立法の結果は次のように要約されている。すなわち、妻の法律上の権利を併合し、すべての法律上の権利を夫のみに与えることにより達成される単一性(Unity)の代わりに、重要ではあるが強制できないコモン・ロー上の扶養義務に従いながら、夫婦の財産および他の権利を、あたかも彼等が他人であるかのように分離した。夫が婚姻時に所有したものおよび婚姻後に取得したすべてのものは、彼のものであり、かつ、彼1人のものである。また、妻が婚姻時に所有したものおよび婚姻後に取得したすべてのものは、彼女のものであり、かつ、彼女1人のものであるという。

降って、1971年にアルバータ法律調査・改正協会(the Institute of Law-Reserch and Reform)は州政府によって、夫婦財産に関する公衆の態度および意向について洗練された印象を得るために、公衆の意見を聞き、かつ、将来の改正に関わる見解および批評を明白にすることを目的とした報告書を刊行するという二重の仕事を要求された。そして、1975年8月に夫婦財産に関する報告書を提出した。報告書によれば、多数意見として、贈与または相続以外で婚姻中に夫婦が得た財産を平等に分配する体系を支持した。さらに、これまでの財産分離(Separation of property)原則からの変更を提案した。しかし、1977年の第18議会の第

3 読会に提出された Bill-102-夫婦財産法 (the Matrimonial property Act) によれば、州政府はさきの報告書の少数意見の方に組して、多数のガイド・ラインを考慮する裁判上の裁量 (judicial discretion) による方法を採用した。かくして、1978年5月16日に「夫婦財産法」が議会の承認を得て施行されることになった。本稿はこの内容を L. M. Wright。「Alberta Law-statutes」1993。181頁以下によって紹介する。

---

## 定義

### 第1条 本法において

- (a) “裁判所”とは、女王座裁判所を意味する。
  - (b) “家財道具”とは
    - (i) 夫婦の一方または双方によって所有され、かつ
    - (ii) 輸送、世帯、教育的・休養的・社会的または美術的な目的のために、夫婦の一方もしくは双方または婚姻住宅に居住する1人もしくは複数の子によって、普通に使用または享受される動産を意味する。
  - (c) “婚姻住宅”とは
    - (i) 夫婦の一方または双方によって所有または賃借され
    - (ii) 彼等の家族住宅において夫婦によって現に占有されているか、過去に占有され、かつ
    - (iii) それが
      - (A) 完全に独立した居住設備である住宅または住宅の一部
      - (B) 生活の設備として使用される事業財産の一部
      - (C) トレーラー住宅
      - (D) 専有共有方式財産法 (Condominium property Act) または
      - (E) ひと続きの部屋
- である財産を意味する。

(d) “夫婦財産命令”とは、第7条のもとで裁判所によってなされる分配および第9条のもとでの命令を意味する。

(e) “夫婦”には、前夫婦および婚姻が無効であるか、取消し得るかを問わず、婚姻の一方当事者を含む。

#### 婚姻の無効を認識していること

第2条 本法において、婚姻時に、婚姻が無効であったことを承知していたか、またはそう信じる理由のあった一方の夫婦には、いかなる権利も付与しない。

### 第1章 夫婦の財産

#### 夫婦による申立

第3条 (1) 夫婦の一方は

(a) 夫婦が同居しているかどうかを問わず、夫婦双方の恒常的な居所がアルバータにあったか、

(b) 夫婦の最後の共同の恒常的な居所がアルバータにあったか、または

(c) 夫婦が婚姻時より共同の恒常的な居所を設けなかったが、婚姻時の彼等各自の恒常的な居所がアルバータにあった

ときにのみ、夫婦財産命令を裁判所に申立ることができる。

(2) 第1項の規定にかかわらず、離婚法（カナダ）のもとで訴が提起されるとき、原告または被告は、夫婦財産命令を申立てることができる。

#### 申立の書式

第4条 夫婦財産命令は、主張の陳述書によってなされるものとする。

#### 主張の前提条件

第5条 (1) 夫婦財産命令は

(a) (i) 離婚仮裁判が言渡されるか、

または

- (ii) 婚姻無効の宣言が婚姻に関してなされたとき
  - (b) 夫婦の一方が裁判上の別居判決を言渡されたとき
  - (c) 裁判所が夫婦は
    - (i) 申立を開始する直前に継続して少なくとも1年間、または
    - (ii) 申立を開始する直前に1年に満たない期間、裁判所の意見によれば夫婦の和諧の可能性が存在することなく別居していたと確信するとき
  - (d) 裁判所が夫婦は申立が始まるときに別居しており、かつ、被告配偶者が
    - (i) 実質的な財産を対価を支払う誠実な買主でない第三者に譲渡することを意図しているか、または
    - (ii) 本章のもとで夫婦の一方がなす請求を無効にする目的で、財産を第三者に実質的に贈与したか、贈与することを意図していると確信するとき、または
  - (e) 夫婦が別居しており、夫婦の一方が他方に損害を与えて財産を浪費していると裁判所が確信するとき
- なされることができる。

(2) 第1項(b), (c), (d)または(e)号が適用される事情のもとで、夫婦財産命令がなされたにもかかわらず、その後、和諧を主たる目的として90日以上の間、夫婦によって同居が回復される時、裁判所は当該夫婦の財産に対し、第1項(a)号の事情のもとで、さらに夫婦財産命令をすることができる。

(3) 夫婦は、彼等が引続いて同一の居所に居住しているか、または彼等の一方が、別居の期間中、他方になんらかの家事サービスをしたにもかかわらず、別居していると主張されることができる。

(4) 第1項(c)号のために、夫婦が別居していた期間は、和諧を主たる目的として、90日を越えない単一の期間中、夫婦によって同居が回復されたという理由のみで中断されることはなく、かつ、該期間は夫婦が別

居している期間の計算に算入されないものとする。

### 申立の時期

第6条 (i) 第5条1項(a)号または(b)号を適用する夫婦財産命令の申立は

- (a) 第2項にかかわらず、離婚判決、婚姻無効宣言または別居判決のための手続きが開始される日またはそれ以降に開始されることができが、しかし
- (b) 仮判決・宣言または判決の日より2年を越えて開始されることができない。

(2) 第5条1項(c)号または(e)号の適用される夫婦財産命令の申立は、夫婦が別居した日より2年以内に開始されることができ。

(3) 第5条1項(d)号の適用される夫婦財産命令の申立は

- (a) 夫婦が別居した日より2年以内、または
- (b) いずれが先にせよ、財産が譲渡または贈与される日より1年以内に

開始されることができ。

(4) 和諧を主たる目的として夫婦が同居を開始した90日を越えない単一の期間は、第2項または第3項のもとでの2年の計算に含めないものとする。

### 財産の分配

第7条 (1) 裁判所は、本条に従い、夫婦双方および彼等各自によって所有されるすべての財産を夫婦間に分配することができる。

(2) 財産が

- (a) 夫婦の一方が第三者より贈与によって取得した財産
- (b) 夫婦の一方が相続によって取得した財産
- (c) 婚姻前に夫婦の一方が取得した財産
- (d) 仲裁判断またはセトルメントが夫婦双方への損害の賠償である場合を除き、夫婦の一方に有利な、不法行為による損害賠償のた

めの仲裁判断またはセトルメント、または

(e) 手取金が夫婦双方に対する損害の賠償である場合を除き、財産に関する保険でない保険証券による手取金であるとき

(f) 婚姻時、または

(g) いずれが後にせよ、夫婦によって

財産が取得された日の該財産の市場価格は、本条のもとでの分配より除外される。

(3) 裁判所は、第8条の事項を考慮したのち、下記のものを、それが公正かつ衡平であると考える方法によって分配するものとする。

(a) 第2項に規定された財産の免税価格（同項では“固有財産”という）と固有財産または

(i) 固有財産との交換の結果として、または

(ii) 直接か間接かを問わず、固有財産の処分による手取金から取得された財産の審理時における市場価格との差

(b) 夫婦の一方により婚姻中に、(a)号(i)または(ii)に規定された方法で、固有財産から受領された収入により取得された財産

(c) 夫婦に関して離婚仮判決、離婚無効宣言または裁判上の別居判決がなされたのち、夫婦の一方によって取得された財産

(d) 夫婦の一方により、他方配偶者から贈与により取得された財産

(4) 分配される財産が夫婦の一方により婚姻中に取得された財産であり、第2項および第3項に参照された財産でないとき、裁判所は該財産を夫婦間に衡平に分配するものとする。ただし、第8条に定める事項を考慮し、それが公平かつ衡平でないとき裁判所が判断するときは、この限りでない。

#### 考慮すべき事項

第8条 第7条のもとでの分配に当って考慮に入れるべき事項は、下記のとおりである。

- (a) 主婦または親として行ったどのような寄与も含め、婚姻および家族の福祉のために夫婦各自によってなされた寄与
- (b) 財政上または何か他の形式によるとを問わず、夫婦の一方もしくはは双方により、または夫婦の一方もしくはは双方および誰れか他の人によって所有または運営される業務、農場、企業または事業の取得、保全または改善のため、夫婦の一方により、またはその利益のために直接または間接になされた寄与
- (d) (i) 夫婦各自が婚姻時に所有しており、かつ  
(ii) 夫婦各自が審理時にも所有している  
収入、稼働能力、責任、義務、財産および他の財源
- (e) 婚姻継続期間
- (f) 夫婦が別居中に財産が取得されたかどうか
- (g) 夫婦間の口頭または書面による合意の条項
- (h) 夫婦の一方が
  - (i) 第三者に財産を実質的に贈与したこと、または
  - (ii) 誠実な価格でなく第三者に財産を譲渡したこと
- (i) 贈与、合意または夫婦財産命令による夫婦間でのそれ以前の財産の分配
- (j) 以前に裁判所によってなされた命令
- (k) 財産の譲渡または売却の結果として夫婦の一方に生じる納税責任
- (l) 夫婦の一方が他方配偶者に損害を与えて財産を浪費したこと
- (m) 関連する他の事実および事情

### 裁判所の権限

第9条 (i) 夫婦の財産の一部がアルバータおよび他のどこかにあるとき、裁判所はアルバータにある財産をその場所を問わず、第7条のもとですべての財産を分配するのと同じ方法で、分配することができる。

(2) 裁判所は、第7条のもとでの分配を実行するため、下記の一つま

たはそれ以上をすることができる。

- (a) 夫婦の一方が他方配偶者に金銭を支払い、または財産上の利益を譲渡するよう命じる
  - (b) 財産を売却し、かつ、手取金を裁判所の指図に従って夫婦間に分配するよう命じる
  - (c) 夫婦の一方が財産について法律上または衡平法上の利益を有しないにもかかわらず、同人が財産上の利益を有する旨を命令で宣言する
- (3) 本条のもとでの命令を実行するため、裁判所は下記の一つまたはそれ以上をすることができる。
- (a) 夫婦の一方に一定の期間、利息付きまたは無利息で金銭を支払うよう命じる
  - (b) 夫婦の一方に、ある支払いの全部または一部のために担保を提供するよう命じる
  - (c) 命令のもとでなされる支払いの全部または一部に財産上の責任を負わせ、かつ、責任の強制について規定する
  - (d) 第2項のもとで命じられる売買の条件および期限を定める
  - (e) 夫婦の一方に、命令の条件として、他方配偶者の名義になっている財産に対するすべての請求を放棄するよう要求する
  - (f) 夫婦の一方に、命令の条件として、他方配偶者によって所有され、または他方配偶者に譲渡された財産の全部または一部について、寡婦産法のもとでの権利を放棄するよう要求する
  - (g) 財産上の利益について、夫婦の一方の利益のために信託を設定する
  - (h) 本項に従い、第2項のもとでなされた命令の条項を変更する
  - (i) 財産が夫婦により合有者として所有されるとき、合有不動産権を分離する
  - (j) 裁判所の意見により必要とされる他の命令をする

考慮が充分でないとき、贈与または財産を返還させること

第10条 (1) 夫婦財産命令の申立がなされ、かつ、裁判所が

- (a) 夫婦の一方が
  - (i) 財産を誠実な価格でなく第三者に譲渡したか、または
  - (ii) 財産を実質的に贈与したこと
- (b) 譲渡または贈与する配偶者は、他方配偶者が本章のもとでなすことのできる請求を阻止する意思でそうしたこと
- (c) 譲渡人または受贈者が、譲渡または贈与は夫婦の一方が本章のもとでなすことのできる請求を阻止する意思でなされたことを知り、または知ることができたこと
- (d) 譲渡または贈与は、夫婦の一方が夫婦財産命令の申立を開始する日より1年以前になされたこと

について納得を得るとき、裁判所は下記の一つまたはそれ以上をすることができる。

- (e) 譲受人または受贈者に対し、財産の全部または一部を夫婦の一方に支払いまたは譲渡するよう命令する。
- (f) 夫婦の一方に有利に、譲受人または受贈者に対し、該配偶者の分け前が夫婦財産命令のもとで、譲渡または贈与の結果として減少される金額を越えない額について、判決を与える。
- (g) 裁判所が夫婦財産命令をするとき、譲渡された財産またはなされた贈与を、財産を譲渡しまたは贈与した配偶者の分け前の一部として考慮する。

(2) 本条の目的のため、譲渡された財産またはなされた贈与の価額は、審理時の市場価格によるものとする。

(3) 夫婦の一方が第1項のもとで命令を申立てるとき、申立人は譲受人または受贈者に申立の通知を送達し、かつ、それには譲受人または受贈者に影響を及ぼす請求の性質を含めるものとする。

(4) 本条のもとで通知を送達された譲受人または受贈者は、譲受人ま

たは受贈者に影響を及ぼすどの申立または請求についても、夫婦財産命令のために、被告として申立の当事者とみなされるものとする。

#### 死亡した配偶者による申立

第11条 (1) 本条の規定に従い、夫婦財産命令の申立は、他方配偶者の死亡後、生存配偶者によってなされ、または継続されることができる。

(2) 夫婦財産命令は、その申立が他方配偶者の死亡の直前に開始されることができるときに限り、生存配偶者の申立によってなされることができる。

(3) 夫婦財産命令が生存配偶者の有利になされるとき、裁判所は第8条の事項に加え、死亡配偶者の死亡の結果として生存配偶者によって受領されたどの利益も考慮に入れるものとする。

(4) 生存配偶者による夫婦財産命令の申立は、死亡配偶者の遺言検認または財産管理命令がなされた日より6カ月以降でなければ開始されないものとする。

#### 死者の不動産権の管理停止

第12条 裁判所は、夫婦財産命令の申立が決定されるまで、命令により、死亡配偶者の不動産権の管理を全部または一部停止させることができる。

#### 不動産権の分配に対する同意

第13条 (1) 死亡配偶者の遺言検認または財産管理命令の日より6カ月を経過するまで、遺言執行者、遺産管理人または受託者は、生存配偶者の同意または裁判所の命令なしに、不動産権のどの部分も分配できないものとする。

(2) (a) 遺言執行者、遺産管理人または受託者が第1項に反して不動産権の一部を分配し、かつ

(b) 裁判所が死亡配偶者の不動産権について夫婦財産命令をするとき

遺言執行者、遺産管理人または受託者は、分配の結果として生存配偶者

に及ぼす損害について、該配偶者に対して個人的に責任を負う。

#### 裁判所の命令に従う分配

第14条 (1) 夫婦財産命令の申立が夫婦の一方によってなされ、または継続されるとき、死亡配偶者の遺言執行者、遺産管理人または受託者は、夫婦財産命令に従って不動産権を保有するものとし、かつ、遺言執行者、遺産管理人または受託者が第1項に違反して不動産権の一部を分配するとき、遺言執行者、遺産管理人または受託者は、分配の結果として生存配偶者が蒙るどのような損害についても個人的に責任を負う。

#### 遺産の一部と決してみなされない財産

第15条 夫婦財産命令のもとで生存配偶者に支払われた金銭または譲渡された財産は、遺産に対する請求について

- (a) 遺言のもとでの受益者により
- (b) 州際相続法のもとでの受益者により、または
- (c) 家族救済法 (the Family Relief Act) のもとでの扶養家族により、死亡配偶者の不動産権の一部とみなされないものとする。

#### 不動産権により訴訟が継続されること

第16条 ある人が本章のもとで訴訟を開始したのち、死亡するとき

- (a) 訴訟は、死者の不動産権によって受継されることができ、かつ
- (b) 死亡前に本章のもとでその人に与えられた権利は、その人の不動産権の利益のために、その人の死亡後も存続する。

#### 他の婚姻訴訟についての問題

第17条 (1) なにか他の婚姻訴訟に関連し夫婦間に不動産権について問題が生じるとき、裁判所は、その問題をあたかも本章のもとでの手続中に生じたかのように、決定することができる。

(2) 本章のもとでの申立において、裁判所が他の事項を先きまたは同時に決定するのが必要または望ましいと判断するとき、裁判所はこれらの事項が決定されるまで、または裁判所の面前に提出されるまで、申立を延期するよう命じることができる。

## 家族救済法の効果

第18条 (1) 家族救済法のもとで申立をする生存配偶者の権利について、本法はいかなる影響も及ぼさない。

(2) 家族救済法のもとで生存配偶者によりなされる申立は、本章のもとでの申立に併合されることができる。

## 第2章 婚姻住宅の占有

### 住宅の排他的な占有の付与

第19条 (1) 裁判所は、夫婦の一方の申立にもとづき、命令で下記の一つまたはそれ以上をすることができる。

- (a) 夫婦の一方が婚姻住宅の排他的な占有を与えられるよう命じる
- (b) 夫婦の一方が婚姻住宅から立ち退くよう命じる
- (c) 夫婦の一方が婚姻住宅に入り、滞在し、または近づくことを制止する

(2) 第1項のもとでなす命令に加え、裁判所は、命令により、夫婦の一方に、婚姻住宅の使用および享受のため、裁判所の意見により必要とされる婚姻住宅をとり巻く多くの財産の占有を与えることができる。

(3) 本条のもとでの命令は、裁判所が必要と判断する条件および時期に従ってなされることができる。

(4) 本条のもとでの命令は、夫婦の一方による申立により、変更されることができる。

(5) 本条のもとでの命令は、計画法 (the planning Act) の意味する再配分を創造することはない。

### 考慮されるべき事項

第20条 本章のもとでの権限を行使するに当り、裁判所は

- (a) 夫婦双方の資産に含まれる他の設備の有用性
- (b) 婚姻住宅に居住する子のニーズ
- (c) 夫婦各自の財政的な地位、および

(d) 夫婦の一方または双方の財産または扶養について、裁判所によってなされた命令を考慮するものとする。

#### 命令が優先

第21条 本章のもとでなされた命令は、第1章のもとでの命令または婚姻住宅の分配または売却のための爾後の命令にかかわらず、効力を有する。

#### 占有命令の登録

第22条 (1) 婚姻住宅について第19条のもとで命令がなされ、かつ、婚姻住宅の全部または一部が

- (a) 夫婦の一方または双方により所有され
- (b) 3年以上の期間、夫婦の一方もしくは双方により賃借され、または

(c) 夫婦の一方もしくは双方の利益に生涯不動産権の主体をなす不動産であるとき、財産の存在する土地登録地区の土地登録官に登録されることができる。

(2) 本条のもとで登録された命令は、夫婦の一方または双方が命令で定められた範囲の財産について有するすべての種類の不動産権および利益を拘束する。

(3) 本条のもとで不動産権または利益が不利に登録された夫婦の一方は、それを占有する配偶者の書面による同意または裁判所の命令のもとで、不動産権または利益を処分し、または債務を負わせることができる。

#### トレーラー住宅についての財務諸表の登録

第23条 裁判所が第19条のもとで命令し、かつ、婚姻住宅が夫婦の一方または双方が所有または賃借したものであるとき、財務諸表は動産保証法 (the Personal property Security Act) のもとで動産登録所に登録されることができる。

### 賃借人たる夫婦

第24条 婚姻住宅が口頭または書面により夫婦の一方または双方に賃貸されたものであり、かつ、裁判所が婚姻住宅の占有を一組の夫婦に与える命令をするとき、該夫婦は賃貸借の目的のために賃借人とみなされるものとする。

### 家財道具の排他的な使用

第25条 (1) 裁判所は、夫婦の一方の申立にもとづき、命令により、家財道具の1つまたは全部の排他的な使用および享受を夫婦の一方に与えることができる。

(2) 第1項のもとの命令は、裁判所が必要と判断する条件に従い、かつ、いつでもなされることができる。

(3) 本条のもとでなされた命令は、夫婦の一方の申立にもとづき、裁判所によって変更されることができる。

### 家財道具についての財務諸表の登録

第26条 第25条のもとで裁判所が家財道具について命令するとき、財務諸表は動産保証法のもとで動産登録所に登録されることができる。

### 登録の効果

第27条 (1) 命令が第23条または第26条のもとで登録されるとき、命令は

(a) 登録が効力を有する期間、命令で定められた財産についての夫婦の利益を通知し、かつ

(b) 爾後の債権者、買主および抵当権者に対し、財務諸表の登録の日以降に限り、効力を有する。

(2) 第23条または第26条のもとで財産上の利益について不利な命令が登録された夫婦の一方は、それを占有している配偶者の書面による同意または裁判所の命令のもとでのみ、利益を処分し、または負担を負わせることができる。

### 寡婦産法のもとの権利に付加される権利

第28条 (1) 本章のもとの諸権利は、寡婦産法による権利に付加するものであり、それらにとって代わり、または廃止するものではない。

(2) 夫婦の一方が婚姻住宅を占有しており、その生涯不動産権が寡婦産法によって該配偶者に付与されるとき、本章のもとの命令の登録は、該配偶者の申立により、土地権限登録官によって取消されることができる。

### 命令の登録の取消

第29条 (1) 第22条のもとの財産について不利な命令が登録された人は、裁判所に対し、土地権限登録官が登録を取消す命令を申立ることができる。

(2) 第23条または第26条のもとの財産について不利な命令が登録された人は、裁判所に対し、登録を取消す命令を申立ることができる。

(3) 裁判所は、本条のもとの必要と判断する条件で命令することができる。

### 申立の方式

第30条 (1) 本条のもとの申立は

- (a) 創設的通知によりなされることができるし、
- (b) 夫婦間の婚姻訴訟事件に併合され、またはそれと同時になされることができるし、または
- (c) 家族関係法 (the Domestic Relations Act) もしくは本法第1章のもとの夫婦間の訴訟または手続の申立としてなされることができる。

(2) 申立が一方的になされるとき、裁判所は通知の送達を省略し、またはそれが適切と判断する時期および方法で創設的通知を命じることができる。

### 第3章 通 則

#### 夫婦による財産の開示

第31条 (1) 第1章のもとで申立が始まるとき、夫婦各自は、それがアルバータかまたは他のどこにあるかを問わず、すべての財産の詳細な内容を開示し、宣誓によって立証された陳述書を裁判所に提出し、かつ、他方配偶者に送達するものとする。

(2) 第1項のもとで作成された陳述書には、申立の開始前1年間に該配偶者によってなされた財産の詳細な内容を含めるものとする。

(3) 第1項のもとで作成される陳述書は、規則で定められた

(a) 書式により、かつ

(b) 情報を含める

ものとする。

#### 規 則

第32条 評議会における副総督は

(a) 本法のもとで従うべき手続および使用される書式について

(b) 本法のもとで書面が提出され、かつ、送達されるべき期間を定め

(c) 第31条のもとで作成される陳述書に含めるべき情報を定める規則を制定することができる。

#### 手続中の処分は禁止される。

第33条 (1) 本法のもとで手続が始まるとき、手続の開始を知り、またはそう信じる理由のある夫婦の一方は

(a) 家財道具を処分し、それに負担を負わせ、または

(b) 緊急の場合を除き、裁判所の命令または他方配偶者の同意なしに、婚姻住宅から家庭用機械・備品等の家財道具または該婚姻住宅の装飾品の部品を他へ移動させないものとする。

(2) 第1項に違反する人は、有罪であり、かつ、1,000ドルを越えない罰金に処せられる。

### 贈与または売却の阻止

第34条 (1) 裁判所は、本法のもとで夫婦の一方が財産を対価を支払う誠実な買主でない誰れかに譲渡することを意図し、または他方配偶者の請求を阻止する目的で実質的な贈与を意図しているとき、命令により、譲渡または贈与を禁止することができる。

(2) 第1項のもとでの命令の申立は、夫婦が同居中にすることができる。

(3) 第1項のもとでの命令の申立は、本法のもとで開始される手続のなかでの申立とし、または創設的通知により、なされることができる。

(4) 第1項のもとでの命令の申立は、一方的になされることができる。

(5) 申立が一方的になされるとき、裁判所は申立の通知の送達を免除し、またはそれが適切と判断する時期および方法により、創設的通知が送達されるよう命じることができる。

### 「係属中の訴訟」の証明書の提出

第35条 (1) 本法のもとで手続を開始する夫婦の一方は、他方配偶者が利益を有する土地が存在する土地登録地区の土地登録官に、「係属中の訴訟」の証明書を提出することができる。

(2) 土地の状況が知られているとき、土地登録官は、該土地のための権限証明書に、「係属中の訴訟」の証明書という注意書をするものとする。

(3) 本条のもとで、「係属中の訴訟」という証明書が提出されるとき、土地登録官は、「係属中の訴訟」の証明書が提出されている土地に影響を及ぼすことを意図する証書を登録しないものとする。ただし、証書が、「係属中の訴訟」の証明書を提出する配偶者の主張に従うことを明示するときは、この限りではない。

### 前払いの推定

第36条 (1) 本法のもとで判決を言渡すとき、裁判所は、婚姻前または婚姻後に夫婦の一方または双方によって取得された財産についての夫

婦間の取引に、前払いの推定の原理を適用しないものとする。

(2) 第1項にかかわらず

(a) 財産が共同所有者として夫婦双方の名で存在し、または所持されるという事実は、財産の協同的な利益の共同所有という一応の証拠であり、かつ

(b) 夫婦双方の名で金融機関に預託されている金銭は、(a)項の目的のために、共同所有者としての夫婦の名でされていると推定されるべきものとする。

**夫婦間の合意**

第37条 (1) 第1章の規定は、夫婦の一方もしくは双方により所有される財産または夫婦の一方もしくは双方により取得される財産について、夫婦が現存する書面による合意書により、それが第38条のもとで強制力を有し、該財産の現状、所有権および分配について定めるとき、財産に適用しない。

(2) 第1項のもとでの合意書は、互いに婚姻を期待する二人により作成されることができるが、婚姻後まで強制することができない。

(3) 第1項のもとでの合意書は

(a) 夫婦の別居または婚姻の解消時に制限されることなく、いつでも、夫婦間の財産の分配について定めることができ、かつ

(b) 合意がなされる前後を通じ、夫婦双方および各自によって所有される財産に適用することができる。

(4) 第1項のもとでの合意書は、それが作成されたとき、夫婦の一方が婚姻は無効であることを知り、またはそう信じる理由を有していたとき、夫婦の一方により強制されることはできない。

**合意書の形式的な要件**

第38条 (1) 第37条に参照された合意書は

(a) 夫婦各自、または

(b) 第37条2項に参照された人々の場合に各自が、他方配偶者また

は他の人とは別個に、書面により

- (c) 合意書の性質および効果を知っており
- (d) 本法のもとで彼がもつことのできる財産に対する可能な将来の請求を承認しており、しかも彼が合意を有効にするのに必要な範囲でこれらの請求を放棄することを意図しており、かつ
- (e) 他方配偶者または他の人の側からのいかなる強制もなく、自由かつ自発的に合意書を作成するとき

強制されることができる。

(2) 第1項に参照した承認は、他方配偶者もしくは他の人が自分の利益のために行動してくれる弁護士以外の弁護士またはそれ以外の人の面前でなされるものとする。

以 上